

関体協総第 16 号
令和 2 年 5 月 28 日

種目別競技協会の長 様
地区体育協会の長 様

一般社団法人一関市体育協会
会 長 佐 藤 修 蔵
(公印省略)

スポーツ施設及びスポーツイベントに係る
新型コロナウイルス感染症拡大予防について

青葉の候 会員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます

当協会の運営にあたっては、ご理解、ご協力を頂き心より感謝申し上げます。

各協会の大会、行事等の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自粛をお願いしてきたところではありますが、今般スポーツ庁、日本スポーツ協会等からスポーツ施設、イベントの再開に向けたガイドラインが示されましたので、参考にして下さい。

また、当協会としてスポーツ施設の感染防止対策のため、利用者（主催者）にお願いしたいことを取りまとめましたので、施設利用の際にはご留意いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 一般社団法人一関市体育協会
〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3
担当者職・氏名 事務局長 熊谷 雄紀
電話：(0191)31-3111
FAX：(0191)23-2108
メールアドレス：kumagai-yu@ichinoseki-sports.or.jp

スポーツ施設の感染防止対策について

利用者（主催者）へのお願い

1. 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。
 - ①風邪の症状や発熱など体調がよくない場合。
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ③過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
2. マスクを持参すること（スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。
3. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
4. 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること。
5. 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
6. 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
7. タオルの共用はしないこと。
8. 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに利用者全員の氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）、濃厚接触者の有無等について報告すること。
観客を入れる場合には、同様に身元を把握しておくこと（出来ない場合は観客をいれないこと）。
9. 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。
10. 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
11. 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。
12. 観客の管理
 - ①利用可能な場所以外には着席しないこと。
 - ②大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。